

○豊岡市特別工業地区建築条例

昭和48年12月27日

豊岡市条例第49号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項及び第50条の規定に基づき、豊岡都市計画特別工業地区内における建築物の制限を緩和し、並びに建築物の構造等を制限することにより、本市の地場産業である鞆袋物製造業の保護育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによるもののほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 鞆袋物製造業とは、材料のいかんを問わず、けい帯用鞆、身のまわり用袋物を製造する事業をいう。
- (2) 作業場とは、もっぱら鞆又は袋物を製造する建築物又はその部分（材料及び製品倉庫・事務所等を除く。）をいう。

(建築物の制限の緩和)

第3条 特別工業地区内においては、鞆袋物製造業の用途に供する建築物であつて、作業場の床面積の合計が150平方メートル以内であり、かつ、出力の合計が5キロワット以下の原動機を使用するものは、法第48条第3項の規定にかかわらず、建築することができる。

(建築物の制限の附加)

第4条 前条に規定する鞆袋物製造業の用途に供する作業場を有する建築物（原動機を使用する作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。）は、次の各号に定める構造としなければならない。

- (1) 建築物の基礎は、裁断機その他これに類するものの基礎と分離すること。
- (2) 隣地に面する外壁に設ける窓（床面から高さ0.5メートル以下又は高さ2.5メートル以上の部分に設ける換気の用途に供するものを除く。）は、はめごろし戸とすること。
- (3) 外壁は、令第22条の2第2項に掲げるものとする。

(罰則)

第5条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者
- (2) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物の工事施工者）

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業員の違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、市長の定める日から施行する。